

令和8年度大分県拠点施設「dot.」管理運営業務委託に係る提案競技に対する質問事項への回答

令和8年2月27日

No.	質問箇所	頁ノ様式	該当箇所	タイトル	質問内容	回答
1	募集要項	2	3 参加資格	JVで参加する場合の資格達成条件に付いて	以下の資格について、JV（共同企業体）にて提出する際には、当該団体のいずれかの企業が条件を満たしていれば良いのか？ （1）職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた者であること。 （2）別添仕様書にある県内企業と若年者の就職支援等に類する業務のノウハウや実績を有する者であること。 （3）大分県内に本社または支社等を有していること。	JV全体で1社も当てはまらない場合は欠格事由となりますが、全社が条件を満たしている必要はありません。ただし、分担業務において職業紹介を行うのがA社である場合、A社が許可を持っていることが必須となります。
2	募集要項	令和8年度大分県拠点施設「dot.」管理運営業務委託提案競技応募書類作成要領	1 提出書類	納税証明書について	以下、カ・キについて、直近の決算期の申告が完了していない場合、前決算期のもので良いか？ カ 大分県税において滞納がないことの証明（納税証明書等） ※6か月以内に発行のもの、コピー可 ※共同企業体の場合は、各々提出 キ 消費税及び地方消費税の納税証明 ※6か月以内に発行のもの、コピー可 ※共同企業体の場合は、各々提出	滞納がないことの納税証明書は、決算期に関わらず、発行時点で納付期限が過ぎている全ての税に滞納がないことを証明するものです。直近の決算申告が完了済みでも、窓口で発行される最新の証明書（前決算期ベースのもの）に「滞納なし」とあれば問題ありません。なお、不動産取得税等の申告による異なる税種についても、滞納があれば証明書に反映されるため、その旨も含めた最新の証明が必要です。JV各社がそれぞれ発行から6か月以内の最新書類を準備し、現時点で課税されている全ての税について滞納がないことを確認してください。
3	募集要項	令和8年度大分県拠点施設「dot.」管理運営業務委託提案競技応募書類作成要領	1 提出書類	納税証明書について	以下、カ・キについて、分割で納税中で完納していない場合、納税証明書の提出について柔軟な対応はあるか？ カ 大分県税において滞納がないことの証明（納税証明書等） ※6か月以内に発行のもの、コピー可 ※共同企業体の場合は、各々提出 キ 消費税及び地方消費税の納税証明 ※6か月以内に発行のもの、コピー可 ※共同企業体の場合は、各々提出	国税徴収法または地方税法に基づき、分割納付（納税の猶予等）の手続きを行っている場合は、その旨が備考欄等に記載された納税証明書は提出してください。当該証明書の提出をもって、参加資格の要件を満たすものと判断します。
4	募集要項	令和8年度大分県拠点施設「dot.」管理運営業務委託契約書（案）	第4条（再委託の禁止等）	委託業務の確認	キッチン・ダイニングスペースの運用者のみ再委託することは可能か？	委託契約書第4条に「乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。」とあり、キッチン・ダイニングスペースの運用のみの再委託は可能です。ただし、再委託にあたっては「再委託（変更）承認申請書」による事前の承認手続きが必須となります。その際、再委託先が業務を遂行するに足る能力を有しているか、また財務状況に問題がないか等の適格性について、県による審査を行います。あわせて、受託者は、非構成員である再委託先に対しても適切な指導・監督を行い、業務全体の品質と履行責任を担保することが求められます。再委託先の選定にあたっては、これらの要件を十分に満たす事業者をご検討ください。
5	募集要項	令和8年度大分県拠点施設「dot.」管理運営業務委託契約書（案）	第4条（再委託の禁止等）	委託先の資格確認	キッチン・ダイニングスペースの運用者が委託可能な場合、この委託先はJVの非構成員でも可能か？	JVの構成員は本業務の受託主体であるため、構成員間での「再委託」という関係性は成立しません。一方で、JV非構成員への再委託については、これを妨げるものではありません。
6	仕様書	7	(2) 受託者の費用負担 ④ 拠点施設の諸費用	諸費用の確認	「警備料、廃棄物処理費その他乙の拠点施設の管理運営に関連して生ずる費用」とあるが、令和7年度の具体的な費用はいくらか？	令和7年度において、ご質問の項目に関する費用は発生しておりません。ただし、今後カフェの営業時間変更に伴う警備体制の導入や、業務遂行に伴い別途産業廃棄物処理費等の費用が発生することとなった場合には、それらの費用は全て受託者の負担となりますので、ご承知おきください。
7	仕様書	3頁	1 (5) ①	年間運用実績	キッチン・ダイニングスペースの来客者数はテイクアウトも含む人数でしょうか。テイクアウトを含む場合、テイクアウトの割合を教えてください。	来客者数については、店内で商品を購入した人数です。店内利用とテイクアウトの区分けを厳密に行っていないため、それぞれの詳細な比率についてはお示しすることができません。
8	仕様書	3頁	1 (5) ①	年間運用実績	就職・キャリア相談件数は延べ人数でしょうか、実人数でしょうか。	延べ人数です。

No.	質問箇所	頁ノ様式	該当箇所	タイトル	質問内容	回答
9	仕様書	15頁	5(1)②イ	キッチン・ダイニングスペース来客数	事業者の変更が発生した場合、開始が7月1日からとなるがその場合でもキッチン・ダイニングスペース来客数のKPIは20,000人以上となるのか。	事業者の変更に伴い業務開始日が令和7年7月1日となる場合、キッチン・ダイニングスペースの来客数目標（KPI）については、年度内の実質的な履行期間に応じて月割り計算を適用いたします。 当初の年間目標値である20,000人を基準とし、7月から翌年3月までの9か月分に相当する15,000人以上を、当該年度の目標値として設定します。
10	仕様書	13頁	4(2)②ウ	アバター	アバター相談のための機材・システムは当事業での費用負担となりますでしょうか。	アバター相談用機材およびシステムの導入費用については、別途実施する関連事業にて予算措置を講じるため、本事業における費用負担は発生しません。 ただし、運用の過程で発生するインターネット通信料や電気代等のランニングコストについては、本事業の受託者負担となりますのであらかじめご了承ください。
11	仕様書	10頁	4(2)②	利用者会員制度の管理	新規の受託者においては提供されるCSVデータを基に会員システムを構築する認識で良いですか。或いは、システムごと引き継ぐ形となりますか。また、システムを構築する場合において、抽出可能なレコードの内容に貴県として指定があれば教えてください。	データ管理が適切に行える体制であれば、手法は問いません。 現行システムの継承については、現行事業者との協議により判断してください。ただし、新規にシステムを構築する場合でも、事業の連続性を確保するため、現行システムと同等のデータ項目および抽出機能を維持することを必須要件とします。抽出可能なレコードの詳細については、現行の運用実態に準じて構成してください。
12	仕様書	10頁	4(2)②	利用者会員制度の管理	利用者会員制度及び県内企業法人会員制度にて配慮すべきことがありますか。	利用者会員制度および県内企業法人会員制度の変更については、必ず事前に県と協議を行い、その内容について承諾を得ることが必須となります。 また、変更の際には、現行の会員に対して不利益が生じないよう配慮し、運用の混乱を招かないための十分な周知期間と適切な説明を行ってください。 特に法人会員については、これまでの支援実績や協力関係を維持しつつ、新たな制度へ円滑に移行できるよう、丁寧な合意形成を図るなどの配慮をお願いいたします。